

模倣品・海賊版対策の現状等について

平成25年12月
経済産業省
製造産業局模倣品対策室
(政府模倣品・海賊版対策総合窓口)

(参考)

政府模倣品・海賊版対策総合窓口ホームページ
<http://www.meti.go.jp/policy/ipr/index.html>

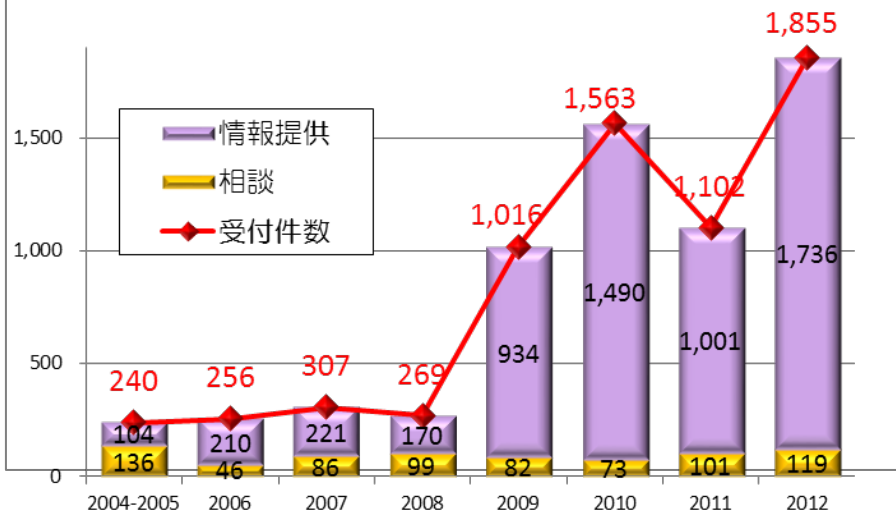
I-1 政府模倣品・海賊版対策総合窓口(相談状況)

- ◆2004年8月 政府一元化相談窓口を
設置(知的財産推進計画2004関連)
- ◆専門家を配置し、権利者等からの相談
に対応
- ◆「侵害状況調査制度」「年次報告書」
作成を担当(推進計画2004,2005関連)

(1) 相談・情報提供の受付件数・受付方法

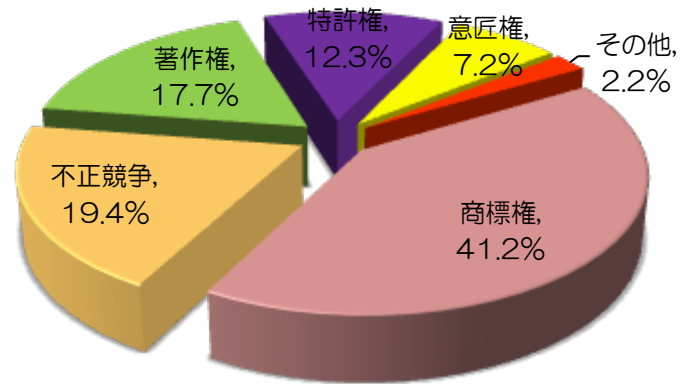
◆2012年は、**1,855件(過去最高)**の企業等からの相談及び情報提供を受け。2004年の相談窓口開設以来、累計6,608件の案件を受理。

【相談・情報提供の受付件数】



(2) 知的財産別相談案件の割合

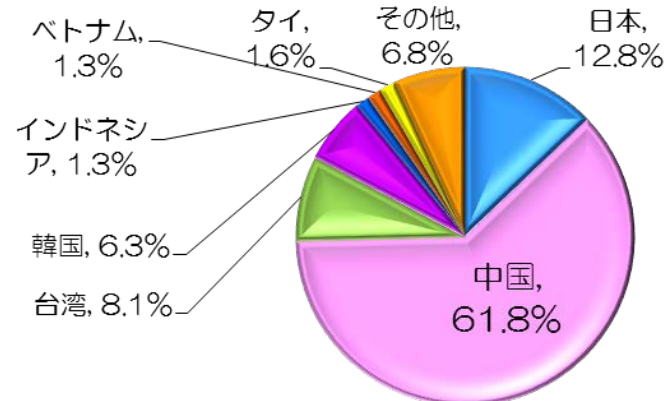
◆「商標権侵害」が最も多く、次いで、「不正競争行為」、「著作権侵害」に関する相談が、近年増加。



(注)2004年～2012年に受け付けた相談案件(742件)のうち、侵害を受けている知的財産権の内容が明らかなもの(514件)の集計による。

(3) 模倣品の製造国が判明している相談案件の割合

◆模倣品の製造国が判明している相談案件のうち、中国(香港を含む。)に関する相談案件が全体の半数以上。



(注)2004年～2012年に受け付けた相談案件(742件)のうち、模倣品の製造国が判明しているもの(延べ382件)の集計による。

I-2. 政府模倣品・海賊版対策総合窓口(侵害状況調査)

- 日本企業の著作権を侵害するDVDに、マレーシア政府発行のオプティカルディスクラベル(以下「ODL」)が貼付され、店頭やインターネットで多数流通。
- 「知的財産権の海外侵害状況調査制度」に基づく調査を実施、ODL命令の運用に関する問題点が明らかになったため、2012年2月、マレーシア政府に対して早期改善を要請していくことを決定し、協議を継続中。

措置の概要

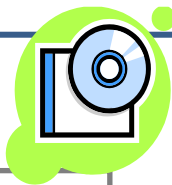
マレーシアODL命令

取引または事業の過程で提供されあるいは提供の申し出が行われる全てのオプティカルディスクに、ODLを貼付しなければならない。

ODLはマレーシア政府が発行し、申請者に販売される。マレーシア政府は、申請内容を審査し、申請者がコンテンツの権利所有者又は権利所有者から使用許諾を受けた者であることを検証し、許可を行う。

ところが...

正規のODLが貼付されているにもかかわらず、我が国企業の著作権を侵害するDVDが店頭及びインターネットで多数流通



国際ルール上の問題点

- ODL命令自体は、マレーシアにおける知的財産権を保護することを目的として導入された制度であるから、その点ではTRIPS協定等の国際ルールの趣旨に沿ったもの。
- しかし、申請者が権利所有者又は権利所有者から使用許諾を受けた者であることの審査が不十分であることから、制度の実効性が確保されていない。

我が国の対応

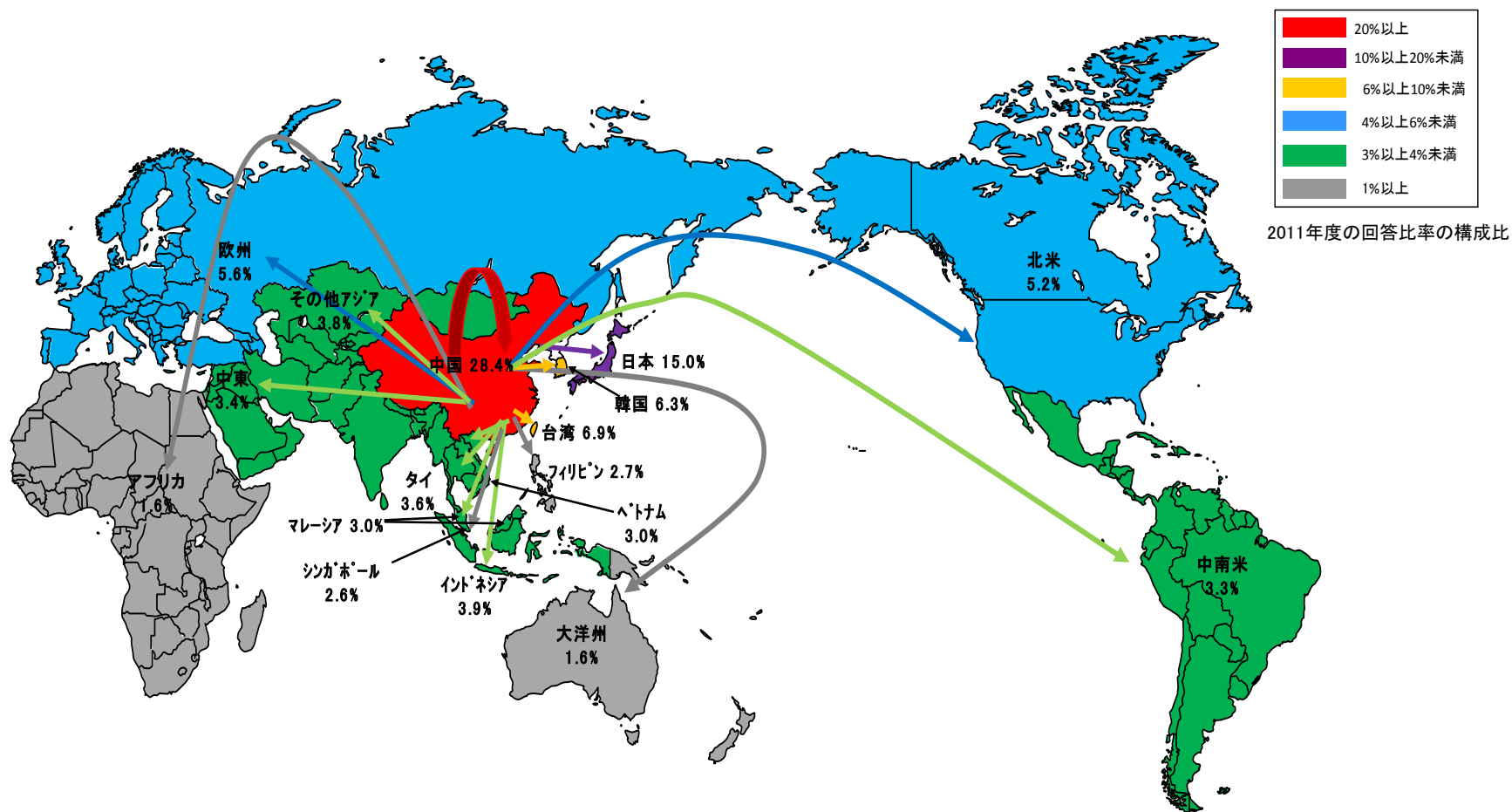
- 2011年7月、我が国産業界から、「知的財産権の海外侵害状況調査制度」に基づく申立。
- 2012年2月、調査の結果、ODL命令の運用に関する問題点が明らかとなったため、マレーシア政府に対して早期改善を要請していくことを決定。
- 2012年4月、6月、2013年6月の3回、マレーシア国内取引・協同組合・消費者省(MDTCC)と協議を実施し、改善を要請。問題解決に向けた意見交換等を継続。

※【知的財産権の海外における侵害状況調査申立制度とは】

- 知的財産権の海外における侵害状況に関して、民間企業等が知的財産権を海外で侵害された場合、申立に基づき日本政府が調査を行い、必要があれば、二国間協議やWTOをはじめとする国際約束に基づき解決を図る制度。
- これまでに、3件の申立を受理し、調査及び侵害発生国・地域の政府機関との二国間協議等を実施(そのうちの1件である香港商号問題は解決済)。

Ⅱ-1. 模倣品の現状①(世界への拡散)

- ◆日本企業製品の模倣品製造国は、中国の被害が最も多い。
- ◆しかし、中国で製造された模倣品等の販売先は、その70%以上が、アジア地域のみならず、欧米、中南米、アフリカなど世界中に拡散。



(出所)特許庁「2012年度模倣被害調査報告書」

Ⅱ－２． 模倣品の現状②(国際的巧妙化)

◆中国の摘発強化により、模倣の手法や手口が国際的に巧妙化

中国液晶TV問題

○外形的には何らの商標も付されていないものの、TVをつけてはじめて画面上に有名商標が表示されるTVが販売。



国際分業の進展

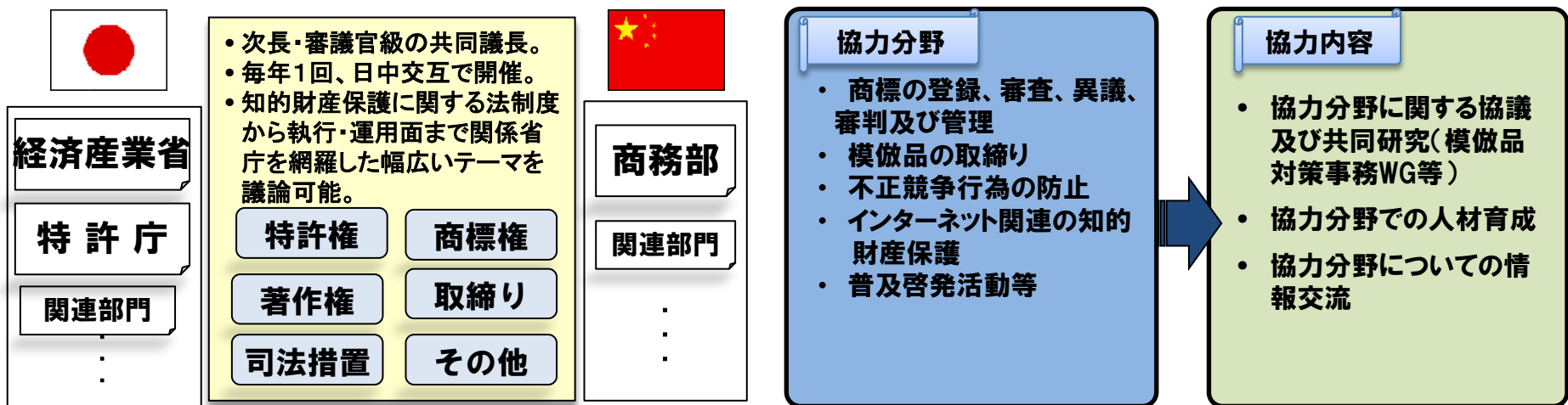
- 中国で「商品」製造し、ノーブランドで輸出。
その後海外で商標権侵害の模倣品ラベルを印刷し貼付。
- 中国で「部品」を製造し、ノーブランドで輸出。
その後海外で意匠権侵害品を組立て。
- 自由貿易地域(FTZ)を悪用し、FTZ内に模倣品・海賊版を保管し、再輸出。
※FTZ内で模倣品を組立て、違法ラベル貼付する行為もあり。
- 中国で(日本ブランド名の)アラビア語等他国の言語で商標登録し、当該商標を付した商品を輸出した結果、海外消費者が誤認混同。

Ⅲ-1. 対策① 知財侵害に関する中国との取組み

◆ 産業界の関心の高い「中国政府」との間で、覚書等に基づく対話や協力を実施。

経済産業省・商務部との大臣級覚書<2009.6>
日中知的財産権WGを開催

経済産業省・国家工商行政管理総局(商標・不正競争担当)との大臣級覚書<2009.8>



海賊版対策と正規版流通等も議題に

日中インターネット知財保護シンポジウム

電子商取引、コンテンツの各々の民間事業者間協力を日中政府がバックアップ



悪意ある商標出願の情報提供協力

日本のキャラクターを利用した商標出願についても日本側から情報提供し、権利化抑止に資するケースあり

法改正、運用改善、特別摘発活動

2年間で60万件、401億元相当の摘発を実施

Ⅲ-2. 対策② 産業界との連携 IIPPF(国際知的財産保護フォーラム)

- ◆2002年4月 海外の知財侵害問題に対する業種横断的組織として設立。
- ◆官民協力の象徴的な活動として「知財保護官民合同訪中団」を派遣。



組織の概要

コンテンツ海外流通促進機構
(CODA)等コンテンツ業界も参加

活動理念「**協力**」と「**要請**」

2013.10現在

- メンバー数 : 261(90団体、171企業)
- 座長: 志賀 俊之(日産自動車(株) 最高執行責任者)
- 事務局: JETRO((独)日本貿易振興機構)
- 活動: 4つのプロジェクトを拠点として活動実施
 - 第1(中国への協力・要請)
 - 第2(中国以外の国・地域対応) インド、ASEAN、中東、ロシアCIS・東欧WG
 - 第3(情報交換)
 - 第4(協力・普及啓発) ※プロジェクト横断的活動としてインターネットWGあり。



官民合同訪中団

要請事項が、中国知財法改正や特別摘発活動として具現化

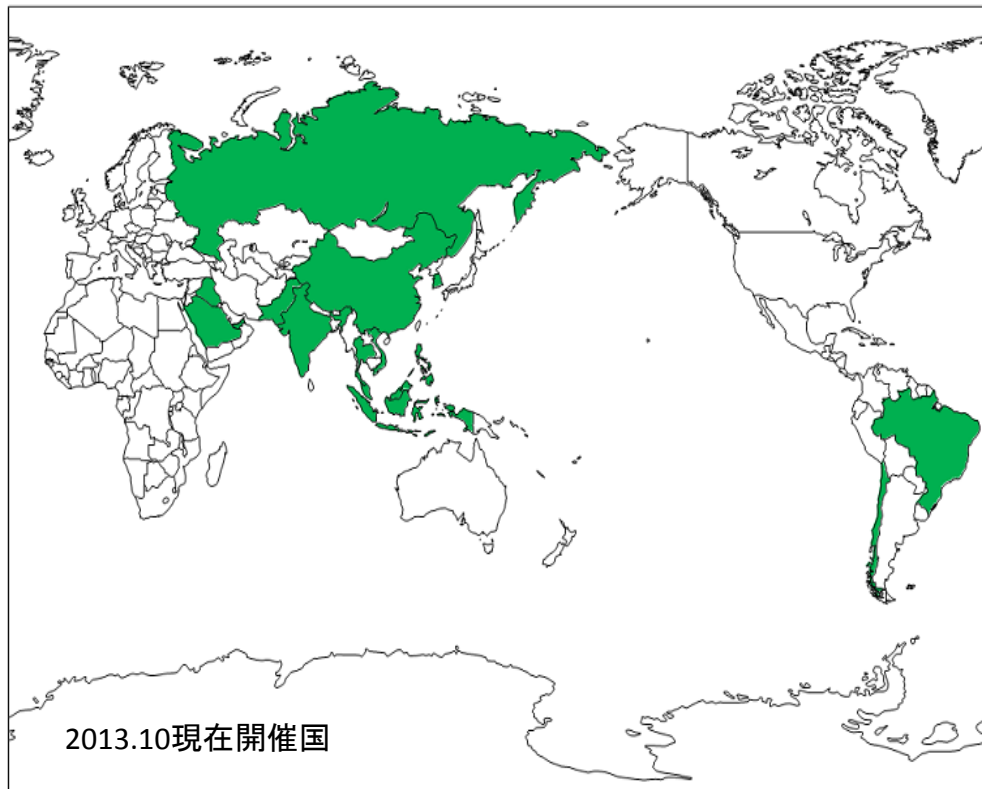
- 第1回: 2002年12月 森下(松下電器産業(株)会長)座長、西川経済産業副大臣 他
 - ※第2回～第5回は、宗国(本田技研工業(株)会長)座長を中心に実施。
- 第6回: 2009年 2月 中村(パナソニック(株)会長)座長、高市経済産業副大臣 他
- 第7回: 2010年 8月 志賀(日産自動車(株)最高執行責任者)座長、近藤経済産業政務官他
- 第8回: 2012年 9月 志賀(日産自動車(株)最高執行責任者)座長、中根経済産業政務官他



※その他、北京以外の地域(広東省政府、中東等)へのミッション、や実務レベルでのミッションも実施。

Ⅲ－３．対策③ 新興国対策の強化～海外での知財セミナーの開催等～

- ◆侵害発生国の税関、警察をはじめとする執行機関等の職員を対象に模倣品の取締り等に関する実践的なノウハウを提供するセミナーを開催。
- ◆2009年以降、これまで15ヶ国で開催。
- ◆「①途上国の人材育成支援」と「②日本ブランド模倣品の摘発件数増」を両立。



強化

- 新興国の特性（制度・組織・被害状況）応じた戦略的・重点的対策の実施
- 「要請（「摘発強化」と「制度整備」）」と「協力事業」のリンケージ強化
- 新興国情報収集の強化・産業界ニーズ把握、及びその共有体制の整備

等

日本国内での産業界向けセミナーや海外摘発機関職員の招聘等も実施。